

面談の実施方法（案）

働き方改革の観点及び面談方法の改善の声があることを踏まえ、正規教職員を含めた全ての被評価者の中間確認について1次評価者ができることとし、面談業務の分担を可能とする。

当初面談は面談を通して被評価者の自己目標の内容や能力目標達成への手立て等を確認するものであり、現行のとおり2次評価者が行うこととして、できる限り1次評価者も同席して行うこととする。

（※最終面談については、既に1次評価者が行うことが可能となっている）

高知県公立学校職員人事評価実施要領（抜粋）

（2）当初面談

当初面談の留意点

- 1 被評価者は目標設定シートに記載した目標や手立てについて、評価者に説明をし、意図を十分に伝えます。
- 2 評価者は、事前に目標設定シートに目を通しておき、次の観点からチェックした疑問点や問題点を被評価者に確認するとともに、管理職として求めたい事柄や支援策等も話し合い、互いに共通理解を深めます。
 - ・職務目標の内容が校長ビジョンに即したものになっているか。
 - ・困難度が仕事の質・量、被評価者の職階・キャリアに照らし、客観的に適切なものとなっているか。
 - ・目標達成のための手立てが具体的なものとなっているか。
- 3 2次評価者が行うこととし、できる限り1次評価者も同席させることとします。

（3）中間確認

中間確認の留意点

- 1 被評価者は、自己目標の達成に向けて、他の職員と連携・協力しながら職務に取り組みます。その過程では、自己目標の進捗状況を確認しながら、日々の取組を進めていくことが大切です。
評価者は、日頃から職務遂行状況の把握に努め、目標達成に向けた適切な助言や指導を行うとともに、必要に応じて年度途中で面談を行って、目標の追加・変更等を話し合いのもとに決定します。
- 2 2次評価者が行うことを基本とします。2次評価者が適当と判断した場合には、1次評価者が行えることとし、また、1次評価者を同席させることができることとします。1次評価者が面談した場合には、1次評価者は終了後直ちに2次評価者に面談の状況を報告してください。

（10）最終面談

最終面談の留意点

- 4 2次評価者が行うことを基本とします。2次評価者が適当と判断した場合には、1次評価者が行えることとし、また、1次評価者を同席させることができることとします。1次評価者が面談した場合には、1次評価者は終了後直ちに2次評価者に面談の状況を報告してください。